

お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物を
お知らせします



お知らせ



家庭菜園でトマト・ミニトマト
を栽培されるみなさんへ

園産業課農政班

☎(84)1215

県農林水産部環境農業推進課

☎043(223)2888

県内のトマト・ミニトマト栽培において、害虫【コナジラミ】によって媒介される【黄化葉巻病】などの発生が続いています。家庭菜園でも発生する可能性があります。感染株を放置すると、害虫によって病原ウイルスが媒介され、生産量が大幅に減少してしまう恐れがあり、看過できない状況です。

【コナジラミ】を発見したら、農薬登録のある殺虫剤で防除を行って

ださい。

また、【黄化葉巻病】の感染株や発病が疑われた株は、株元から抜き取り、ビニール袋に入れて完全に枯らしてから処分してください。

り、ビニール袋に入れて完全に枯らしてから処分してください。



↑詳しくはこちら

有害獣被害防止電気柵 設置事業のご案内

園産業課農政班

☎(84)1215

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。

補助対象者

①町内に住所を有する個人または法人
②前年の農業所得があるもの
③町税の滞納がないもの

補助額

電気柵の設置に要する経費の2分の1(上限2万円)

補助要件

①電気柵を設置する農地が町内にあること

②電気柵を設置する農地を所有または借用し、耕作していること

③電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること

④電気柵の延長が100メートル以上であること。

⑤電気柵の購入先が町内または農業協同組合であること

注意事項

※購入前に申請手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

※受け付けは先着順とし、予算を超えた時点で終了します。

農地の賃貸借等のご案内

園産業課農地整備班

☎(84)1215

農業委員会

☎(84)1242

(公社)千葉県園芸協会農地部

☎043(223)3011

地域計画の策定に伴い、原則として農地の賃貸借・売買の契約は、農地中間管理機構を経由する契約方法に変更となりました。

農地の賃貸借・売買の新規契約や更新をご検討中の方は、地域計画の変更が必要な場合がありますので、役場産業課農地整備班へご相談ください。農地中間管理機構と協力して農地の貸借手続きを行います。

また、従来の農地法第三条による農地の賃貸借・売買は引き続き農業

委員会で申請を受け付けします。

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

☆交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(木)

園環境防災課防災班

☎(84)1216

目的

交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行います。スローガン

青だけど 自分の目で見て
たしかめて

重点目標

①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

②歩行者優先意識の徹底とシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

③飲酒運転やながら運転等の悪質・危険な運転の根絶

④自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底